

「四街道市墓地等の経営の許可等に関する条例」 (平成13年条例第1号)の改正概要等

1 現行条例の概要等

四街道市では、平成13年の墓地等の経営等の許可事務に係る千葉県からの権限委譲に伴い「四街道市墓地等の経営の許可等に関する条例」(以下「条例」という。)を制定し(平成13年4月1日施行)、それ以降、平成18年、20年、25年に条例の一部改正を行い許可基準等の整備を図っています。

墓地、埋葬等に関する法律(以下「法」という。)では、墓地等の管理及び埋葬等は、国民の宗教的感情に適合し、公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われるべきとされています。本市における墓地経営の許可をはじめとする墓地行政については、このような法の趣旨に基づいた上で、地域特性等を考慮し条例で経営主体の基準(宗教法人等の要件)、設置場所の基準(住宅等からの距離等)、施設の基準(障壁等、緑地帯その他付帯設備)及び経営者等の責務(管理運営等)等を定めて施行しています。

2 背景

墓地は、市民生活にとって必要なものであり、公共的な施設ではありますが、一方、生活環境等の公共の利益との調整が必要な施設でもあります。このため、墓地開発による周辺住民とのトラブルの防止等を考慮し、法に基づいた公衆衛生の確保、周辺的生活環境との調和を図るために四街道市の実情に応じた経営許可を行う必要があり、墓地開発をめぐる問題等に係る対策の強化を図るため、墓地等の経営の許可等の基準の見直しを行うこととしました。

四街道市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正(案) の主な内容

改正趣旨の概要

・今回、墓地を新たに計画する際の周辺住民との調整規定、墓地の永続性の確保 及び、近隣市の条例改正状況を勘案し条例の一部を改正する案を作成し、市民のみなさんにお知らせするとともに、広く意見の募集を行います。

	改正内容	改正の方法	改正趣旨	改正後の規定(概要)
1	標識の設置	追加	墓地の計画を近隣住民等に広く周知することにより、墓地経営者と近隣住民等との相互理解の促進を図る。	墓地の経営又は変更の許可を申請しようとする者は、市との事前協議の前に標識を設置し、計画の概要の周知を図らなければならない。
2	勧告	追加	事前協議手続の適正化を図る。	市長は、事前協議手続が適正になされていない者に対し、勧告することができる。
3	公表			市長は、勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
4	墓地の許可基準の見直し(宗教法人の基準)	追加	墓地の経営の永続性を確保する。	主たる事務所を市内に有し、かつ、法人設立の日から起算して5年以上経過し、その間市内に有する主たる事務所を活動の中心とし継続的な宗教活動の実績を有する宗教法人とすること。
5	墓地の許可基準の見直し(公益社団法人及び公益財団法人の規定の削除)	削除	墓地経営の許可対象の基準を見直す。	削除
6	納骨堂の許可基準の見直し(公益社団法人及び公益財団法人の規定の削除)	削除		削除

7	新設又は拡張に対する既存墓地の残区画数の条件	追加	墓地の新設又は拡張をするための要件を整備し、墓地の安定した経営を確保する。	墓地の経営者は、墓地の永代使用に係る残区画数が規則で定める割合となったときに、墓地の新設又は拡張をすることができる。
8	大規模の墓地の基準の変更	変更	近隣市と同等の基準へ見直しを図る。	「大規模な墓地」の基準を「3,000平方メートル以上」から「2,000平方メートル以上」に変更する。
9	拡張の場合の例外規定の削除	削除	拡張による大規模な墓地経営の基準について見直しを図る。	拡張の場合における大規模な墓地の基準の例外措置を削除する。
10	緑地帯の基準の変更	変更	近隣市と同等の基準へ見直しを図る。	大規模な墓地における緑地帯の基準を変更する。 ※表1
11	主要な通路の基準の変更	変更		大規模な墓地を整備する場合の主要な通路の基準を変更する。 ※表2

※表1

改正後(案)		現行	
墓地の区域の面積	緑地帯の幅	墓地の区域の面積	緑地帯の幅
2,000㎡以上 5,000㎡未満	4m以上	3,000㎡以上 4,000㎡未満	1m以上
5,000㎡以上 10,000㎡未満	6m以上	4,000㎡以上 5,000㎡未満	2m以上
10,000㎡以上	8m以上	5,000㎡以上 6,000㎡未満	3m以上
		6,000㎡以上 7,000㎡未満	4m以上
		7,000㎡以上 8,000㎡未満	5m以上
		8,000㎡以上 9,000㎡未満	6m以上
		9,000㎡以上 10,000㎡未満	7m以上
		10,000㎡以上	8m以上

※表2

改正後(案)	現行
墓地の区域内の主要な通路のうち幹線となる通路の幅員は6メートル以上、その他の主要な通路の幅員は3メートル以上とする。 (2,000㎡以上の墓地が対象)	墓地の区域内の主要な通路の幅員は、3メートル以上とする。ただし、10,000㎡以上の墓地の主要な通路のうち幹線となる通路の幅員は、6メートル以上とする。(3,000㎡以上の墓地が対象)

四街道市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の一部改正(案) の主な内容

改正趣旨の概要

- ・ 今回の条例改正を受け、修正及び詳細を定めるとともに、条例の文言との統一を図る。

	改正内容	改正の方法	改正趣旨	改正後の規定(概要)
1	公益社団法人及び公益財団法人の規定の削除	削除	条例改正を受け、公益法人に関する規定を見直す。	削除
2	宗教活動実績報告書	追加	条例改正を受け、主たる事務所における宗教活動の実績があることを確認できる書類の提出について規定する。	許可の申請時に、墓地を經營しようとする市内宗教法人にあつては、主たる事務所における宗教活動の実績に係る報告書を提出しなければならないこと。
3	宗教活動の実績を確認できる書類			事前協議の申請時に、墓地を經營しようとする市内宗教法人にあつては、主たる事務所における宗教活動の実績を確認できる書類を提出しなければならないこと。
4	標識の設置	追加	条例改正を受け、標識の大きさ等の詳細を規定する。	標識は、縦0.9メートル以上、横1.8メートル以上のものとし、事前協議書の提出をしようとする日の90日以上前から許可を受ける日まで墓地の予定地又はその周辺の周辺住民等が見やすい位置に設置しなければならないこと。
5	勧告	追加	条例改正を受け、勧告について規定する。	条例の規定による勧告は、勧告書により行うものとする。
6	公表	追加	条例改正を受け、公表の詳細を規定する。	条例規定による公表は、四街道市公告式条例(昭和30年条例第2号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うほか、その他適切な方法により行うものとする。
7	新設又は拡張に係る既存墓地の残区画数の割合	追加	条例改正を受け、新たに墓地の新設又は拡張できる墓地の残りの区画数の割合を規定する。	永代使用が未定である区画数を既存墓地の全区画数で除した割合とし、その割合は5パーセント以下とすること。

施行期日等

- (1) 施行期日 公布の日